

江別市情報図書館公用車広告掲載基準を次のように定める。

令和7年9月9日

教育部長

江別市情報図書館公用車広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、江別市情報図書館が管理する公用車（以下「公用車」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し、江別市広告掲載要綱（平成18年9月29日市長決裁。以下「広告要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の位置、規格及び掲載料)

第2条 広告を掲載する公用車は、資料の運搬に使用するものとし、広告の位置、規格及び広告掲載料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 位置 前部両側ドア及びバックドアの3か所とする。
- (2) 規格 前部両側ドアは0.3平方メートル以内とし、バックドアは0.09平方メートル以内とする。
- (3) 広告掲載料 月額4,730円（税込）とする。

(広告掲載の基準)

第3条 広告要綱第4条に規定する広告又は広告要綱第5条に規定する事業者に係る広告のほか、次の各号のいずれかに該当し、事故の誘発の可能性がある等交通安全を阻害するおそれのある広告は、掲載しない。

- (1) 過度に鮮やかな模様又は色彩を使用するもの
- (2) 矢印などの標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (4) 読ませる広告、4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- (5) 水着姿、裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの
- (6) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- (7) 絵柄、文字等が過密であるもの
- (8) 著しくデザイン性が劣るもの又は意味不明なもの

(広告掲載の期間)

第4条 広告掲載の期間は、当該年度末までの期間において、月単位で設定するものとする。

2 前項の期間には、広告掲載及び撤去の作業並びに法令等の規定に基づく公用車の点検整備に係る期間を含むものとする。

(広告物の材質等)

第5条 広告は、原則として広告内容を表示したマグネットシートの貼付によるものとし、車体塗装を行ってはならない。

2 前項に規定する広告物は、広告掲載の期間内における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

(広告の作製等)

第6条 広告の作製は、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の責任で行うものとし、その費用の全てを広告主が負担するものとする。広告掲載、剥離又は撤去の費用についても同様とする。

2 広告枠内には、縦5センチメートル、横15センチメートル程度の大きさに「広告」と表示するとともに、広告であることが一目で分かるようにその範囲を明確にするものとする。ただし、バックドアの広告については、別途協議することができるものとする。

3 広告には、広告主の名称、電話番号等の連絡先を明示すること。

4 広告主は、広告掲載、剥離又は撤去の作業に当たっては、公用車の運行に支障が生じないよう事前に市と日程等の協議を行い、市の指示に従うものとする。

5 広告掲載、剥離又は撤去の作業において、公用車の車体表面、塗装、構造等を破損したときは、広告主が費用を負担して当該公用車を原状回復するものとする。

6 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間内に市の責めに帰すべき事由により広告を破損したときは、市が費用を負担して修理をするものとする。

(広告内容の変更)

第7条 広告主は、広告掲載の期間内に当該広告の内容を変更する場合は、事前に市に対し変更する広告の原稿、図面等を提出し承認を受けなければならない。

(広告掲載料の還付)

第8条 既に納入した広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなくなったときは、当該掲載することができない期間に応じ、既に納入した広告掲載料を還付するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 広告掲載の申込みが掲載可能枠を超える場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める順位により掲載する広告を決定するものとする。

(1) 第1順位 江別市に事業所のある希望者の申込み

(2) 第2順位 継続掲載の申込み

(3) 第3順位 前2号に掲げる申込みに該当しないもの

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により広告を決定することができないときは、抽選を行い決定するものとする。

(補則)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、教育部長が定める。

附 則

この基準は、令和7年9月9日から施行する。